

# 日置市部活動ガイドライン

～ 日置市の市立中学校における部活動の在り方に関する基本方針 ～



平成31年4月

日置市教育委員会

## 目 次

<u>はじめに</u> . . . . .	1
1 適切な運営のための体制整備 . . . . .	1
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 . . . . .	2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引等の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定 . . . . .	3
(1) 休養日の設定	
(2) 活動時間の設定	
(3) 休養日・活動時間の運用について	
4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備 . . . . .	5
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し . . . . .	6
<u>おわりに</u> . . . . .	6
別 紙 部活動の大会参加等に関する規定【運動部】 . . . . .	7

## はじめに

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、県の「鹿児島県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）を参考に、日置市の市立中学校における部活動の在り方に関する基本方針（以下「日置市部活動ガイドライン」という。）を策定した。

これは、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち以下の点を重視して策定するものである。

- 運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 文化部活動においては、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指すとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 市教育委員会（以下「市教委」という。）は、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「日置市部活動ガイドライン」を策定し、必要があれば毎年度見直しを図る。

イ 校長は、市教委の「日置市部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、学校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 市教委は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。（参考様式1，2）

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

イ 市教委は、各学校の生徒や教員の数、外部指導者の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用と学校への配置について検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教委は、部活動の指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教委及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

ウ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト<sup>\*1</sup>することなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。

その際、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮をする。

エ 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見交換ができる雰囲気づくりを行う。

### (2) 部活動用指導手引等の普及・活用

部活動の指導者は、中央競技団体や部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引や、県が策定した「運動部活動指導の手引き（一部改訂版）」（平成29年3月）等を活用し、2(1)に基づく適切な指導を行う。

---

\*1 部活動の過剰な練習により、心身のエネルギーが尽き果て、意欲や気力を失ってしまうこと。

### 3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究結果<sup>\*2</sup>や健全な心身の育成の意義も踏まえ、以下の(1)、(2)を基準とする。<sup>\*3</sup>

#### (1) 休養日の設定

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

#### (2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### (3) 休養日・活動時間の運用について

ア 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインを踏まえるとともに、県の方針及び市教委が策定した「日置市部活動ガイドライン」に則り、活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

イ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、市内共通の部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 部活動の活動の際は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、万全の安全対策を講じる。

\*2 「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

\*3 ガイドラインに則り、週当たり2日間以上の休養日を設け、1週間で5日活動すると、平日の4日間は2時間(120分)、土曜日・日曜日のいずれか3時間程度(180分)で、合計11時間(120分×4日+180分=660分)になる。部活動で週に11時間、体育実技の授業で3時間程度であるとすると、最大限の16時間まで、あと1、2時間という計算となる。(学研教育みらい「体育・保健体育ジャーナル」(2018.09第2号)より引用)

## 4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、次のことに留意し、適切な部活動の設置を検討する。

#### (ア) 運動部

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、顧問や活動場所等の確保など可能な範囲において、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

#### (イ) 文化部

校長は、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

#### 【具体的な例】

[生徒のニーズを踏まえた部活動の例]

- 季節ごとに異なるスポーツや芸術文化等の活動を行う活動
- 競技・大会志向でなく友達と楽しむながらレクリエーション志向で行う活動
- 体力づくりを目的とした活動
- 音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部での活動等

[部活動の設置を検討する際の配慮事項の例]

- 学校における部活動設置数は、生徒の安全な活動や部活動の指導者の負担軽減等を図るために複数の顧問を配置できるよう考慮する。
- 事故防止の観点から、使用する時間帯の調整等により安全な活動場所が確保できるよう配慮する。

イ 市教委は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動の取組を推進する。

ウ 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討する。

## (2) 地域との連携等

ア 市教委及び校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館、社会教育施設、文化施設の活用や地域の人々の協力や、スポーツ団体・芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 市教委は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放を推進する。

ウ 市教委及び校長は、学校と地域・保護者等が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

エ 顧問及び部活動指導員は、年度当初の保護者会等を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について保護者等に理解と協力を得る。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 市教委は、大会等の主催者と協力して学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが生徒や部活動の指導者の負担とならないよう保護者や関係者の理解のもと、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会及び大会数の上限の目安等を定める。(別紙「部活動の大会参加等に関する規定【運動部】」)

(2) 校長は、市教委が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動指導者の負担が過度とならないことを考慮して大会等を精査する。

## おわりに

日置市部活動ガイドラインを基に、市教委、学校、生徒や保護者、また、地域や関係団体等、部活動に関わるすべての人々が、これからの部活動について考え、各学校の実態に応じて、効率的で効果的な部活動が行われるよう工夫し、生徒一人一人を主人公とした部活動の推進を図ることとする。



## 部活動の大会参加等に関する規定【運動部】

日置市教育委員会

### 1 参加できる大会（記録会等も含む。）

- (1) 中体連が主催する大会  
地区（総体，新人大会），県，九州，全国
- (2) 県競技団体（連盟又は協会）が主催する大会（県大会レベル）
  - ※ 鹿児島県教育庁保健体育課より通知される「児童生徒が参加する学校教育活動以外の運動競技大会（学校名を使用できるもの）について」に示されている大会
  - ※ 上記(2)の大会の予選会（市，地区大会）を含む。
- (3) 上記(2)の大会により出場権利を得た場合の九州大会又は全国大会
- (4) その他
  - ア 県地区対抗女子駅伝競走大会
  - イ 国民体育大会（九州ブロック大会含む）
  - ウ 校長が参加を認めた大会（手順は以下のとおり）
    - (ア) 顧問は，生徒及びその保護者から大会出場の同意を得る。
    - (イ) 顧問は，大会出場計画及び大会要項等（主催者，大会期日及び期間・日程及び会場，競技規則等を確認できるもの）を校長に提出する。
    - (ウ) 校長は，年間活動計画及び日置市部活動ガイドラインに則り，大会出場が適当か判断する。

### 2 参加できる大会数

原則月1回程度とし長期の休養期間（オフシーズン）等を考慮し，最大で10回までとする。

ただし，上記1(1)・(4)ア，イの大会は除く。  
これを超える場合は，校長の許可を得ること。

### 3 練習試合

原則として，日置市部活動ガイドラインに示してある活動時間（休業日3時間）を超えないものとする。なお，チーム数，期日，日程等の事情により，やむをえず3時間を超える場合は，週における身体活動時間の累計が16時間を超えないように週内の休養日や活動時間を調整すること。

### 4 合宿（学校単独で実施又は参加する合宿及び宿泊を伴う遠征試合）

校長が実施又は参加を認めた場合のみとする。（手順は以下のとおり）年3回までとし，1回の合宿期間は，最長で2泊3日とする。

- (1) 顧問は，生徒及びその保護者から合宿参加の同意を得る。
- (2) 顧問は，合宿計画及び合宿の内容等（期日及び期間・日程及び練習場所，宿泊場所，費用，緊急時の対応方法等）が確認できるものを校長に提出する。
- (3) 校長は，年間活動計画及び日置市部活動ガイドラインに則り，合宿の実施又は参加が適当か判断する。
  - ※ 国，県競技団体（連盟又は協会）等が個人等を指定して実施する合宿は除く。